

令和7年度 第1回 伊丹市いじめ防止等対策審議会 議事録

日 時 令和7年7月16日（水）9時00分～11時20分

場 所 伊丹市役所 議事棟2階 第2委員会室

出席者	新井 肇	会長	福本 恭	副会長	安達 絵里	委員
	池田 修一	委員	石崎 和美	委員	市川 伊久雄	委員
	井上 梨絵	委員	田中 典子	委員	花光 潤一	委員
	林 明美	委員	前田 久美子	委員	増田 健一	委員
	山下 晋平	委員	山元 浩司	委員		

欠席者 高城 裕佳子 委員 仲野 由季子 委員 松本 喜美子 委員

司 会 委嘱状及び任命状の交付
今年度、人事異動等により、五名の委員を新たに委嘱及び任命。
机上に置かせていただき、交付にかえる。
それでは、主催者を代表して、太田教育長よりご挨拶申し上げる。

太田教育長 【主催者代表あいさつ】
この会は今年度が12年目となり、その1回目になる。思い起こせば12年前、大津のいじめによる事件があり、そしていじめ防止対策推進法が施行され、各市町村でいじめについて考えようという形で、こういう審議会の設置がされた。そして、いじめ問題に関する国の第1人者である新井肇先生教授に伊丹市に来ていただき、様々な形でご審議いただき、伊丹のいじめ、あるいは不登校様々の施策にご意見を反映させていただきながら進めてきた。
令和7年3月にいじめの重大事態の調査に関するガイドラインが昨年度改定されたことを受けて、伊丹市のいじめ防止のための基本的な方針の見直しを行ったが、たくさんの意見をいただいたので、新井先生にも力をいただきながら再度教育委員会の方で考えた。その審議が今日はメインになると思っているところ。
伊丹市が、いじめのないような土壌を生む。そのために頑張って参りたい。昨年度の12月26日に、いじめってなんだろう、君の嫌なことを教えてよ、という形で、小中学生のフォーラムを開催した。今年度も同時期に開催し、子どもの意見や皆さんの意見を反映させながら、本市においてもいじめ問題に最重要課題として取り組んで参りたい。

司 会 【令和7年度伊丹市いじめ防止等対策審議会委員紹介】
※五十音順
①兵庫県弁護士会、安達法律事務所
安達 絵里 委員
②関西外国語大学教授
新井 肇 委員
③伊丹市教育委員会事務局学校教育課、スクールソーシャルワーカー
池田 修一 委員
④伊丹市人権擁護委員協議会代表
石崎 和美 委員
⑤伊丹市自治会連合会会長
市川 伊久雄 委員
⑥伊丹市PTA連合会代表
井上 梨絵 委員
⑦臨床心理士
高城 裕佳子 委員

- ⑧伊丹市立幼稚園長会代表
田中 典子 委員
- ⑨医師
仲野 由季子 委員
- ⑩伊丹市立小学校長会代表
花光 潤一 委員
- ⑪伊丹市少年補導委員連合会会長
林 明美 委員
- ⑫伊丹市立中学校校長会代表
福本 恭 委員
- ⑬伊丹市民生委員児童委員連合会代表
前田 久美子 委員
- ⑭伊丹市教育委員会事務局 学校教育部長
増田 健一 委員
- ⑮伊丹市人権同和教育研究協議会会長
松本 貴美子 委員
- ⑯伊丹警察署生活安全課長
山下 晋平 委員
- ⑰県立川西子ども家庭センター所長
山本 浩司 委員

高城 裕佳子委員、仲野 由季子委員、松本 貴美子委員が公務等のため欠席。

出席 14名。

会長、副会長の選任について事務局案の提案、承認。

会長は新井委員、副会長に福本委員を提案、承認。会長、副会長座席移動。

新 井 会 長

伊丹の子どもたちが少しでも元気で幸せになれるように、社会全体として何がやれるのだろう、ということを考えて少しでも、施策の方に反映していくことができればというふうに思っている。

全体的には認知は進んでいるが、重大事態は後を絶たない。全国的な傾向で言うと、認知率が高いところは重大事態の発生率は低いということがいえる。最近、中学校のいじめ防止基本方針学校の方針におけるいじめの定義というのが、全く違うものが書かれていて、それで、重大事態化したというケースがあった。反対に、今の方の定義というのは非常に広範なもので、これもいじめなのかっていうところまで入ってきてしまうものもある。

法ができて、10年、経過し、ガイドラインの改定も行われたのに愕然とした。

もう1回改めて、法が求めているものが何なのか、その中で我々ができることは何なのかということを、本当にいじめが人権侵害行為であるという、その観点から、何とか大人、子どもが一体となることができることを探っていこう、そしてそれを具体化していこうということで、進めていきたい。

事 務 局

【傍聴要領について事務局説明】

この回は原則として公開。伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針第4条、「審議会等の会議の公開は傍聴によるものとし、傍聴に関する手続き及び遵守事項は会長が別に定める」に基づき、伊丹市いじめ防止対策審議会傍聴要領第2条の傍聴定員について、「会長は、開催場所の定員等を勘案し、傍聴者の数を制限することができる」。傍聴希望者がその人数を上回る場合は抽選によって傍聴者を決定。

本日、傍聴希望はなし。

新 井 会 長

【会議録について】

会議録については、2人の出席委員が証明するというふうに定められている。
本日の会議録については、安達委員と池田委員にお願いする。
会議録については、議事の要旨とすることの確認。

事 務 局

【伊丹市のいじめの現状について】

令和7年度、伊丹市におけるいじめ問題への取り組みの基本方針について、1つ目は、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものであるものであり、人権に関わる問題であり、絶対に許されるものではないという認識のもと、しない、させない、許さないという姿勢を学校の内外を問わず、子どもに関わるすべての大人が共有すべきものである、ということ。各学校においては、教師に対して、いじめの芽がないか、感度高く、見守るように指導している。また、生徒に対しては、道徳や、学科津等において、いじめについて考える時間を持ったり、アンケート調査実施時に、いじめの定義を確認したり、いじめは許されないものであるということを確認したりしている。

2つ目は、いじめ防止フォーラムの開催やリーフレット等の配布、啓発を通して、市民のいじめ防止に関する意識を高め、市民総がかりでいじめの問題に取り組むということ。いじめをうちの生徒の問題であるにとらえるのではなく、社会全体の問題であるという考えのもと、小、中学生、高校生や市民の参加を経て、対話型の取り組みとして開催している、いじめ防止フォーラム等の啓発を続けていく。

3つ目は、いじめの積極的認知を推奨するとともに、道徳教育や体験活動の充実等を通し、子どもたちの自尊感情を高め、いじめを減らす取り組みを行うということです。いじめの積極的認知については、一定浸透しつつあると考えているが、同時に、いじめそのものを減らす未然防止の取り組みを進めていく。

この3点を基本方針と定めて、いじめの防止等の取り組みに努めている。

対応については、伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針や、各学校で定める学校いじめ防止基本方針及び県教育委員会から発出されたいじめ対応マニュアル、伊丹市教育委員会が令和4年2月7日に発出した「児童生徒のいじめ防止等に係る取組について」等を踏まえた取組を充実させていく。その他、いじめを含む子どもの課題解決に向けた施策として、昨年度に発足した不登校対策支援チーム「つなぐ」においては、長期欠席、児童生徒の増加率を、が最も高くなる小学校6年生と中学校1年生に学校生活に対するアンケートを実施し、不安や困りは何かを分析し、各小中学校と共有することで、長欠生の現状の改善を図る。また、昨年度同様に、不登校対策支援員、スクールソーシャルワーカーの小中学校への配置、総合教育センターの相談員の配置など、子どもに関わる体制の強化を図っている。

次に、令和6年度のいじめの状況について報告させていただく。

兵庫県、全国の数値は現時点では未発表。令和6年度、本市におけるいじめの認知件数は、小学校が2148件だった。令和4年度から792件増加していた令和5年度と比べ、令和6年度は58件減少している。

令和3年度まで、例年市内統一のアンケートを、6月と11月に実施していたが、早い時期に実施することで、いじめに寄り苦しんでいる児童生徒の声を早く拾うことができるのではないかという、委員の皆様のご意見を踏まえ、令和4年度から、5月と11月に実施している。結果、5月という早い時期に、クラス全体でいじめアンケート配布時に、いじめの定義を確認し、いじめはいけないことだという共通認識を持ったことにより、このことによる抑止効果も一定見られたと考えている。

学年別認知件数の推移をご覧ください。令和5年度に比べ、一年生では93件減少、3、4年生では69件増加、5、6年生では38件減少となっている。全体としては減少傾向にあるが、令和5年度に大幅に増加した1、2年生と同一学年である令和6年度の2、3年生と経年で比較をすると、令和5年度の2年生は3年生になり、45件減少しているものの、依然と高い認知件数になっているため、今後も未然防止、早期対応に努めていかなければならないと考えている。

次に、中学校のいじめ認知件数については257件だった。こちらも令和5年度と比較す

ると32件減少しているが、令和4年度と比べると70件増加している。

中学1年生では、昨年度と比べ40件減少しているが、中学校3年生においては、昨年度と比べ8件増加しており、全体としては、令和5年度と同様の認知件数となっている。問題行動でも同様の傾向が見られる。コロナ禍以降、子どもたちのコミュニケーションが増えていく中で、トラブルも増えてくるが増えていくことが伺える。

いじめの解消状況について、小学校においては、解消しているものについては、1566件で72.8%、中学校では221件で、85.9%となっている。解消しているものの基準といたしましては、①いじめに係る行為がやんで3ヶ月以上経過していること。②被害時の生徒、保護者が心身の苦痛を感じていないことを面談等により確認できたものという国の定める解消の2要件に充てており、各学校において丁寧に対応しているところ。令和5年度の同時期と比べると、中学校での解消率はほぼ同様となっているが、小学校においては、10%減少しており、解消に向けて取り組んでいる事案が増加している現状にある。しかし、解消に向けて取り組んでいる事案については、いじめ行為自体は病んでおり、対象児童生徒の不安を取り除きながら経過観察しているもの、また3学期にいじめを認知、いじめ行為自体は病んでいるが、3月、3ヶ月以上の経過に至っていないものも含まれている。今後もいじめ解消に向け丁寧な見守りを継続しつつ、児童生徒の一人一人に対して寄り添った対応をしていく必要があるものととらえている。

(3) いじめの対応の推移について、小学校では、冷やかしかからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われるが、対応の割合の半数以上を占めている。割合については昨年と大きな相違はございませんが、ひどくぶついたり、叩かれたり蹴られたりする。金品をたかられるについては、昨年度と比較して増加した。複数の小学校において、特定の児童が複数の児童に対して、繰り返しぶつかったり、たたいたり、ちょっかいを受けたり、嫌なことを言う等の報告を受けている。各学校において、その都度指導したところ、特定の児童が落ち着いた生活を行うことができるようになったという報告も受けている。ただ、全国的に問題行動の低年齢化が呼ばれている。同様の現状が、市内の小学校においても見られている。特に、軽く物が誰かに、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりするの件数が令和5年度同様に多いことから、注意深く、児童の様子を観察し、すべての児童が安心した学校生活を送ることができるよう努めているところ。

中学校においても、冷やかしかからかい、悪口やおどし文句やほどう言われるが、約70%を占めている。③の、軽くぶつかられたり遊んだふりをして叩かれたり蹴られたりする、の割合は、昨年度よりも低くなっているが、このような粗暴な行為に対しての、対しては、今後、注視していかなければならないと考えている。また、小中学校、どちらにおいても、⑧のパソコンやスマートフォン、タブレットなどで誹謗中傷や嫌なことをされる、が年々減少している。この現状については、データにあらわれている通り、認知件数が実際に減少しているのか、児童生徒はネット上での誹謗中傷に対する認識が年々低くなり、アンケートで答え、答えなくなっているのかを調査していく必要があり、各学校において、アンケートをもとに、教育相談や混乱等を通じて、児童生徒に聞き取り、現状を把握していかなければいけないと考えている。このことも含め、今後も、どの様態にもかかわらず今度の対応にもかかわらず、すべてのいじめについて、いじめ見逃しゼロを目指し、適切な対応をしていく。

令和6年度に実施した取組内容について、伊丹市教育委員会では、例年、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、皆様にお世話になり、伊丹市いじめ防止等対策審議会を年4回実施している。そのうちの1回目は、社会総がかりでいじめ防止を意識することを目的とした市民フォーラムを開催している。昨年度は12月26日に伊丹市役所にて開催した。今年度のフォーラムについては、後程ご説明とご相談をさせていただく。

また、今後の課題でも挙げさせていただくが、伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針を毎年直している。昨年度3月にもご審議いただいたが、令和6年度8月に改定された、いじめ重大事態に関するガイドラインを反映した基本方針に改定している。主な取組と、いじめが発生した場合の対応について、必要に応じて学校へ指導主事や学校問題解決支援チームのメンバーを派遣し、学校を支援すると言っている。

学校においては、各校のいじめ防止、いじめ防止基本方針に基づいたいじめ防止等の対応を図っている。主な取り組みとして、道徳教育の充実、学期ごとに年3回、定期的なアンケート調査を実施し、積極的にいじめを認知校内に相談窓口を設置し、情報、いじめ対策支援室いじめ対策チームで共有、学校問題解決支援チームによる生徒指導体制の充実等をしている。いじめが発生した場合は、各校でいじめ対策委員会を開き、いじめの対応に努め、教育委員会事務局へ報告、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家と、担任教員等が連携し、児童生徒の心のケア、子ども福祉課、この家庭センター、警察等の関係機関との連携を実施している。

参考として、いじめ防止対策推進法はいじめの定義と、平成29年3月に、文部科学省から出されたいじめ解消についての二つの要件を記載。

【質問・意見】

池田委員 いじめの態様の推移の小学校のところで令和5年のその他の項目が28件、この令和6年では0件になっているが、の0になるっていう要因がわかったら教えていただきたい。

事務局 可能性として、令和5年にその他となっていたものが、それ以外のどれかに当てはまる要件だったことが考えられる。また、その他に関しても、各校に情報を得ながら、ここ以外はいじめの態様としてどんなものがあるかということは押さえていかなければいけないと感じている。

池田委員 いじめアンケートを出す時にいじめの定義を説明していることについて、特に小学校一年生は、まだ自分が嫌だとかという言葉、語彙が少なかったりとかして、自分のいやっていう気持ち表現したりとか、何とかそれがいじめに該当するとかなかなか合致することが難しい状況があると思われる。その学校の現場の先生の、低学年児童への何か説明の工夫や行われている取組があれば、教えていただきたい。

事務局 小学校において、低学年では担任の先生が、一つずつ丁寧に読み上げてみんなで確認したり、わかりやすい言葉に置き換えたりして児童に理解させるというようなことを行っていると認識している。

花光委員 低学年の方で1年生と2年生の担任が集まって、生徒指導部会としてどういうふうにして聞いていこうかっていうところ、最初にこういう流れをずっと共有してやっている。担任だけで説明してもなかなか文字にもまだ慣れてない子もたくさんいる段階なので、各学校では支援員であったり、複数の教員で入ったり、まだ理解をしにくい子についてはつきながら、先生は今言っていることはこういうことだよというようなことをしながら進めているということはある。

安達委員 中学校、8番のパソコンスマートフォンなどの誹謗中傷や、いやなことをされるっていうのが、減少傾向にある。普及状況や子どもの利用実態を考えれば、数が減っているっていうことは、およそ考えられないが、現状の把握っていうかそのアンケートに答えないようになってきているのかというような、要因分析っていうのは具体的にどういうふうに行われようと考えているか。

事務局 アンケートだけではなかなか難しいというような捉えも我々はしている。アンケートを取った後に、実際にこのアンケートをもとに教育相談であったり、懇談であったりともなかなか、中学校においては親と三者懇談というような形など、親の前ではということもあるので、教育相談とは別に子どもと生徒と、担任に対して設けているというのがあるのでそこで、パソコンやスマートフォンでの聞き取りは、いるのかなというふうに考えている。

この原因に関しては、我々も話をしているのは、今LINEというものが普及して、そこに対して今現在SNSと言われているもの、LINEやYouTubeであったりとか、イ

ンスタグラムだったりとか、どんなトラブルがあるかっていうところに関しても、我々も勉強しながら、子どもたちに聞き取り調査を行っていかねばいけないかなと考えている。

花 光 委 員

同様の意見がこの審議会で今まで出ていたので、私も自校でどんな様子かなということを見ていて、やっぱりLINEのトラブルっていうのはある。特に高学年では、もう当たり前のように学級でグループラインっていうのはもうクラス始まったらでき上がっていて、20人なりが何かそれが入っていて、でも日々の出来事を交流し合う中で、トラブル的なことや、悪口を言ったりとかいうようなことがあって、それに対して同調するようなことが出てきたりとかそういうことがある。子どもらもそういうことにいろいろ慣れているので、これ言ったらあかんなということがあったらすぐ自分の発言を削除したりとか、スクショに取られないようにしたりとか、そういうこともやっているなと思う。その案件とかが発覚していくのは、このいじめアンケートよりは、保護者が自分の子どもの画面を見て発覚して、担任や学校に訴えていくということがまあまああるなと思う。

ここはもう推測になるが、子どもたちはそのスマホを使うという条件の中で、あんたらそういう悪口とかそういうことしたら使わせないようにする、というようなことを親に念を押されているようなことがないのかなと。それでルールを守る、守れなかったら、LINEグループに参加してはいけないとか、スマホ何週間使用禁止とか、そのペナルティを各家庭で何か与えられたりしているのではないかと、そういうところで子どもらは、アンケートとかそういうことで自分たち発信では、ちょっと言いにくいところがあるのかなと思っている。

福本副会長

中学校の現場もSNSに関する事例は多く出てくる。ほとんどの生徒が持っているので、肌感覚としては、今数字で上がっている数件のことじゃなくてももっともったくさんの案件が隠されていると思われる。特に中学校1年生は、おそらく中学校に入学をしてそれを機に、親御さんがスマホを買い与えるというようなところがあったりして、中学校1年生の方にトラブルが多いような気がする。私もSNS等に関する事、いじめとか、生徒事案では注目をしており、ほとんどやっぱり絡んでくる事案になってはなる。

特に今、中学校でQ-Uという調査を、全校生に行っており、これはどういうことかっていうと、結構事細かなアンケート項目があって、それを1から5まででも判定していく。例えば、ネットに関しては、ネットに関するトラブルについて、孤立していないかどうか、いじめられてないか、からわれてないかのような項目があって、それを見ていくと、要支援群っていう、ちょっとクラスの中で、要注意という、状況の子達を見ていくと、ほとんどがネットに関しては、からかわれているっていうところに丸をつけている。その子がいじめのアンケートにちゃんと書いているかどうかは定かではないが、中学校にはそういうアプローチの仕方をやっていて、Q-Uの結果を見ると、どの程度のトラブルを抱えているかがわかるかもしれない。

新 井 会 長

実態としてはもっと数が多いのではないかと、発見したときはどのような対応になるのか。

福本副会長

今ちょうど結果が出てきたところなので、今から夏休み以降に学級また学年、組織として分析をしていって、そういう子たちをどうフォローしていくかっていうことを会議で決めていく。できるならば、夏季休業中に何らかのアプローチをしたいと思っている。それが難しくても2学期の頭には必ずするという形で、この夏休みのプロジェクトの期間には出ているので、できるだけ早急に対応したいというふうに考えている。

安 達 委 員

SNS等の中でもいじめに関連してその実態がすごく探りにくい。そもそも学校に今持ってきてきちゃ駄目なスマホなので、うちで保護者の方が気づけば、出てきたりするけれども、ただそういう急にかからわれているっていうのをに入れる子に、しんどい思いをしている子はいらなく、それをこの紙のアンケートに書けないのであれば、出てきたところを捕まえて、じゃあどういう文章であれば出てくるのかっていうところの分析とか掘り下げとか、あとその終えたところの情報共有、拾いにくい事案を拾えたっていうところを、全校とか教育委員

会で共有していただく。そこまでしないと多分、実態は把握できない。

増 田 委 員

いじめ事案には本当に年間多数、対応してきた。その中でわかりにくいのが、SNSの関係によるいじめ。最近、特にLINEやインスタという、いろいろアプリがあるのだが、特に難しかったのが時間制によって消えてしまうものもあり、子どもは本当に巧みにいろんなものを使って、今、情報交換というか、交流をしているというのが実態としてある。なので、本当に氷山の一角だと思っている。

その中で、教育委員会と連携をしながら、学校現場は、いじめのアンケートとか取ったり、Q-Uを使って、子どもの実態の把握に努めたりしているのですが、ここについては、やはり課題があると思う。できるだけ現場サイドでも教育委員会でも、しっかりその実態が、把握できるように、何か対策を考えないといけないなというふうに思っている。

もっと言うと、なかなか保護者も発見しにくい。もう見つかった時にはもうすごく大事になっている、もう警察に言うようなことということになっていることもあり、本当に難しい部分です。なので、ここに数字挙げているが、やはり教育委員会としても、ここは現場の先生方としっかり声を聞きながら、やっぱり対応を考えていかないといけないなというふうに考えている。

石 崎 委 員

被害者が声を上げにくい状態になっているので、そこをどうしていけばいいのかと考えさせられた。

増 田 委 員

クラスや学年の様子など、観察眼っていうのはすごく大事。ただし、スマホは普及し始めて一番現場で難しいのは、子どもたちの様子はなかなか表情が変わらないところ。昔であれば、何かいやがらせを受けているっていうことであれば、すごくもう嫌な顔していたりとか、ちょっとトイレや保健室に行ったりする回数が多くなるとか、行動面で、結構把握はできたりっていうことはできていたが、最近はそういうことがなかなか見えにくくなっている。そのあたりをどう見つけていくかが本当に課題である。

新 井 会 長

もちろんいじめだけじゃなくて他の面でも、子どもたちに大きな影響を与え、どうしていけばいいのかっていう、大きい問題だが、保護者の立場でいかがか。

井 上 委 員

中学生と小学生の娘が2人いるが、多感な時期で親にも話せることと話せないことっていうのがやっぱりある。

言葉のやりとりじゃなくて、写真を誰が撮っているとか、踊っているっていうものを拡散するみたいなことが起きているような話があり、すごく怖いなっていうのを感じた。誰かがまたその話をこっそり音声データで取ったりして、だからその逃げも隠れもできないような証拠を掴んだりしてまわしていたりするの、だから何かすごく本当に恐ろしいものだなっていうのはそこから感じている。だから学校までやっぱり持っていったくないものも、そこまでなんかこう広まるっていうのは、結局学校帰ってからのことがすごく、あるのかなと思う。部活動のこともこれから地域展開されていく中でどうなっていくのか、今は学校内で活動するのだが、これが他校の子たちと交流が増えたりしていったときにがっていくので、ちょっと怖いなっていうのは感じている。

新 井 会 長

その立場、実情というか実態を聞いていると、規制するとかって意味じゃなくて、どう、つき合っていけばいいのか、大人として何ができるのかっていうことを、本当に考えていかないと、この先いろんなことが起きるのではないかっていう気がしている。何か、答えが出る問題ではないけれども、ちょっとこの数字が示す背景に、もっともっと違うものがあるんじゃないかっていうことを意識しながら検討していく必要があるなというふうに思ったところ。警察の立場ではいかがか。

山 下 委 員

冒頭で大津の話があったが、なぜいじめっていうのがわかったかと言うと、その質疑の中で同級生がいじめを示唆する手紙を入れている、というところから発覚して、学校の方の調査が始まったというところ。その時に早い段階で、不慮の事故というような扱いをされてしまっていて、ものすごく遺族のご両親の方がご立腹されて、警察の方にこられたというところで、そこから警察、私どもが入って、全校生徒さんからアンケート調査と聞き取り調査をずっとやっていった。その中で事件性があるものがないかなというところで、何人かの生徒は、以前からいじめがあったと知っていたが、学校の方は認知してなかった、生徒さんからの声が上がらなかったというような声もあるし、一部では実は他の生徒さんが先生こんなことやってたよっていうようなことを、実は知っていたとか、そういった話も1回あった。

ご遺族のご両親が言われたのは、私どもも、それがおかしいというので学校に言っていたが、その対応がどうだったのかということで、警察の方でちょっと事実を明らかにしてくださいということで、警察の方で捜査を始めた。結果そのアンケート調査、調査とか、全校生徒さんからした結果、3人の同級生が送致されている。でもその中でご両親っていうのはやっぱり、告訴調書を取ったりするときでも、警察にしても学校にしても、もっと早く動いてくれたら、組織的にもっと早い段階で入れていたら、よかったというような声がよく聞かれた。最終的にこの侮辱罪が認定された。しかし、民事裁判で重大ないじめがあったというふうに認められたが、そのいじめと自殺の因果関係っていうのは最後まで結びつかないというようなことだった。

今、SNSの話があった。早い段階で警察の方にいじめの中に事件性が少しでも含まれていたら相談していただければと思う。

保護者の方がうちの子がいじめられて、こんなことで強要されているとか、あった時にそれが証拠になるのに、それがなかったために事件ができなかったとかっていうことも考えられるし、同級生からの聞き取りの中で、人の記憶っていうのは、汚染されたり、どんどん薄くなったりしてくる。生徒さんの同級生の証言っていうのが事実認定で非常に何か大事になってくるという場合もあるので、警察的には、ご家族の方が自分のお子さんがいじめられたと、これが事件になるのであれば警察は何とかしてくれというような話もよくある。そういったものでは学校、関係の方も、随時事案を認知してSNSとか、そういう取り扱いがあったときにきっちりと証拠を確保というか起こしていただく、記録化っていうのをしっかりしていただいて警察の方に情報提供していただければ、家族の方の意向に沿った対応ということもできる可能性がある。

市 川 委 員

今の教育委員会が見つけるのは非常に難しく、逆に家庭からっていうのが、まさにご意見あったと思う。保護者に対してアンケートとまでいかなくても、この情報吸い上げるような、そういう仕組みや、フィードバックをしてやることによってより見つけやすいとか、そういうのはできないのか。

事 務 局

一番に保護者の方に、啓発することが大切。あと子どもたちの方が、保護者の方よりも、スマホとかアプリについての知識がとてもあるというところで、子どもたちや保護者に話をしながら、保護者のわからないところでやっていて、問題があった時に保護者が焦って学校に来るということとはよくあるところ。まずはそのスマホっていうのがどういうもので、一つの携帯電話じゃなくて、小さなコンピューターというふうにまずはその保護者の方に知識を持ってもらうっていう機会を一つ増やすということもある。あとは、懇談等で学級担任、学年の職員、また学校で保護者の方に日々、生徒とか児童生徒の顔を見ながら聞くっていうことをしていくことが大切だと思う。また市川委員のおっしゃるように、保護者に対しアンケートというところも一つのある方法だと考える。

市 川 委 員

結構そういう経験をされたご家族の方もいると思う。情報を集めるその仕組みや門戸を広げているよっていう告知を出しておいて、情報提供するとか、そういう相乗効果のあるような仕組みができないかというふうに思う。

林 委 員

自分の子どものことを知らないお母さんが、いらっしゃるのではないかな。PTAに関わっておられるお母さんたちは、子どものこともよく見るようにされているし、学校ともいろんな話もされているのでわかるけれども、お仕事されていたりして、PTAに参加されないおうちの子どもさんっていうのは、親も忙しくしているから、子どもの話をやっぱりきちっと聞いてないお宅やお母さんもいる。自分の子どもは大丈夫って思われているっていうところも多いっていうのも、実際に聞いている。だから、保護者のアンケートだけでもわからなかったら結局何もないっていうふうに返ってくると思う。だから、本当に子どもの行動というのは、学校で見ているのと、また学校から出た後の、そういう友達と遊んでいる、いつもグループで仲良しがいるっていうのはいいのだが、やっぱり中には1人でゲームの誰かわからない知らない友達と繋がっていた、楽しんでいるのがいる。その楽しんでいる間がいいが、それだけで終わるときやっていうふうにはしか私達は声かけできない。今スマホでそういう事件もあるので、パトロールする中で見かけたときには一番気になっているところ。

新 井 会 長

数字で出てこないが、実態としてはかなり深刻なものが広がっている可能性が高い。学校で把握できないところがあるので、ご家庭から意見を不安なことだとか気になることだとか、あるいは伝えたいことだとかっていうのを、やっていただいた方がいいのではないかな。

先のこと考えていくと、今これだけ大変だってみんな思っているのもぜひ教育委員会として、年に1回でもいいから、啓発っていうことも、意味合いとして含めながら、ちょっとそこを具体化していただければと思う。

事 務 局

今、保護者の方へのアンケートじゃなくても聞き取りみたいなことはできないかということでご意見いただいているところだが、今、総合教育センターの方で、年に1回周知する機会があり、保護者の方もお手紙いただいているところかなと思う。そこにはもちろん個人情報載せないことであるとか、ファクトチェックであるとか、誹謗中傷載せないというようなことは、こちらが発信をしておるというところ。ただ、大人から聞くということはしていないという状況。子どもたちには、年2回ICTに関わるアンケートをとっており、子どもたちから使用実態を聞いている。それに加えて、昨今情報モラル、セキュリティに関することでも質問して、子どもから声を聞いているような状況。最初、その保護者からどう調査するのかについては、そういった伊丹市全体的に情報モラルとして取り組んでいることも踏まえて、一体何ができるのかということを検討させていただきたい。保護者のご意見がもしかしで子どもを救うことに繋がる可能性があるのではないかなということもわかってきたので、検討させていただきたいというところをお願いしたい。

新 井 会 長

ぜひ検討して、何らかの形で具体化ということで、ぜひお願いしたいと思う。そうしたら報告事項については、ここまでということで、よろしいか。

【承認】

そうしたら協議の方に入っていきたいと思う。

では、令和6年度伊丹市いじめ防止等の取り組みについて（1）、伊丹市いじめ防止のための基本的な方針の改定についてということで、事務局から。

事 務 局

昨年8月にいじめ重大事態のガイドラインが改定で行われ、それに伴い、伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針を改定し、昨年の3月の審議会にて、協議していただいた。協議の中でいくつかご意見いただいたことを、参考にし、再度改定したものを、委員の皆様の机の上に置かせていただいている。また伊丹市の防止の会で伊丹市の方針の改定にあたる根拠資料がなければ協議することが難しいのではというご意見も、3月にいただいたので、根拠資料である、いじめ重大事態の調査に関するガイドラインも併せて置かせていただく。

では、順番に該当ページ及び追記、変更箇所をお伝えしていく。ご意見ご質問に関しては、すべてお伝えした後に、お願いしたい。まず目次について。

目次部分の網掛けの部分。文言の修正は、保育所園を、就学前施設、に表現を変更している。次のページの目次の（５）は、校種間、小学校と中学校の連携に接続を加え、連携と接続、という表現に変更している。この変更に関しましては、昨年度３月の審議会でのご意見を反映させていただいている。

次のページの、重大事態への対処の部分において、いじめ重大事態に関するガイドラインをもとに、いじめのいじめ重大事態に対する平時から備え、調査開始までの事前説明等の追加、その他文言の変更を行っている。詳しくは、本部における追記変更の部分で、説明させていただく。

それでは１３ページをご覧ください。１３ページの３、学校及び就学前施設が実施すべき施策について、本来就学前施設において、基本方針の策定は必要とされておりませんが、改定前の書き方では、就学前施設においても、基本方針を作成するととらえられる文言になっていたのので、（１）の下に、各学校は、という文言を文の最初に置き、策定について記載整備を修正している。併せて①を削除しているという形になっている。

続きまして、１４ページの組織の設置についても、１３ページと同様に、設置について、各学校は、文頭に置いた文言に変更している。

続いて、横の１５ページの教員研修における留意事項の中に、例として、就学前施設においても、学校に準じて、園内研修を行うことが望ましいと追記し、研修については、就学前施設の職員も、いじめについて学んでいかなければならないという形にさせていただいている。また、（４）についても、いじめ防止基本方針における就学前教育、保育の目的をはっきりとさせるため、いじめ防止等に繋がる就学前とこいという形で追記している。

次に、１６ページをご覧ください。前回の改定案では、連携を接続に変更すると提案させていただいたが、連携と接続と併記する方が良いのではないかという意見を反映させまして、併記している。さらに連携の意味、接続の意味を、誰が見てもわかるように、脚注をつけるべきではないかというご意見をいただいたので、その意見を反映させていただいている。また、幼児期と児童期のかけ橋期という文言に関しても説明を１７ページに加えている。

次に、２２ページをご覧ください。２２ページの被害児童生徒という文言を対象児童生徒、に、加害児童生徒という文言を、関係児童生徒もしくはいじめを行った児童生徒に変更している。この変更の根拠は、お手元のいじめ、国のいじめ重大ガイドラインの２０ページ以降の文言に準じて、変更をいたしている。

続いて、２７ページ。重大事故への対処について。

身体という言葉や、心身等の文言に変更している。この変更に関しましては、国のガイドライン４８ページの別添資料から引用しているという形になっている。また、２７ページの下から２８ページにかけて、重大事態に関する対する提示の備えを追記している。これは国のガイドライン６ページ、第２章のいじめ重大事態に対する平時からの備え、を参考にしている。これまで、平時の備えについての記載がなかったことや、今回の改訂において、平時からの備えは非常に重要であるということが示されているので、伊丹市の案としても追記したいというふうに考えている。以降の被害加害児童生徒についても、２２ページと同様に、対象児童生徒、関係児童生徒等に変更をしている。

３０ページをご覧ください。（３）事実関係を明確にするための調査の実施について、①調査を始める前に、対象児童生徒及びその保護者への事前説明を行うということを追記している。これは国のガイドライン２５ページ、第７章の調査前の事前説明を参考に引用している。

最後に、３３ページ、（３）の調査報告書の公表について。調査報告書の根拠については、ガイドライン３８ページ、「いじめ重大事態に関する調査報告書の公表について」に基づき行うとしている。

以上が、伊丹市防止のための基本的な方針の改定についての説明。

新井会長

何か質問があれば。

【質疑なし】

質問がないようだったらご意見をお願いしたいと思う。

福本副会長

28ページの調査主体決定のところ、学校の設置者、教育委員会の方、教育委員会が調査をするのか学校が調査をするのかを協議するところだが、事案によるかとは思いますが、なかなか学校で調査するのは、実は難しいところが多々あるかとは思っている。事案によってとは思いますが、教育委員会と連携しながら進めていくことが大事なのかなと思って聞いていた。

新井会長

案件にもよるけれども、学校が進めていくのは難しい、というケースが少なからず、そこに例えば、教育委員会から専門家を1人でも入れるとか、教育委員会と学校が連携をしっかりとって、学校が調査をしやすいように、これ教育委員会の方はまたそれで仕事が増えるけれども、支援をしていくっていうことが必要なケースが多いのではないかっていうことか。

事務局

今の件について、おっしゃられる通り、学校と教育委員会が非常に連携して進めていくことが重要であることは間違いない。教育委員会の指導主事が学校に参り、主体は学校であるという場合であっても、協力をして安心して進められるように、実際には支援しているというのが現状。

安達委員

同じく28ページの調査主体のところ、不登校重大事態についての調査は原則学校自体で行うけれども、第三者が加わるということについて、学校のいじめ対策組織方式で評価する場合にその第三者が入るっていうのは、第三者っていうのはスクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーを含めるということか。

新井会長

第三者にはならない。学校配置のスクールカウンセラーがスクールソーシャルワーカー、その学校に関係していないスーパーバイザーが入った場合には、直接その学校に、関与してなければ、仮に教育委員会に所属しているものであっても、第三者性を持っているというふうに考えて、例えば、保護者の方からは、教育委員会についているから、第三者性がないんじゃないかっていう意見も出てくる。ただ他のところで第三者とは何かといったときに、専門性と第三者性っていうことを考えて、直接その例えば不登校事案だったら、学校に関与してないのであれば第三者性があるというふうに見てみましょう。ていうのが原則かなと思う。しかし、実際面で言うと、仮に第三者を入れる学校主体で第三者を入れるっていう形になって、学校主体で専門家が入ったときに、できれば教育委員会に属していないものの方が通りはいいなと思う。仮にスーパーバイザーが巡回しているとか、その当該のスクールカウンセラーにスーパーバイザーをしているっていうことがあれば、これはもう第三者性が消えていく。例えば県でスーパーバイザーがいて、その地域には関与してないってことであればいけるっていう、そういう考え方ではないか。

安達委員

つまりその不登校重大事態については原則学校主体で調査を行う、学校いじめ対策組織方式で調査を行うという話ということか。

そのことと重大事態の調査ガイドラインでの、特段の事情がある場合を除いて第三者を加えた調査書組織となるように努める、とあるが、学校いじめ対策組織方式であれば、第三者は入らないということになる。そうすると不登校重大事態に関しては、原則学校でやるので、第三者は入らない。そっちを優先するということか。

事務局

このガイドラインを求めているものに比べるとなかなか現状として難しい面もあるのが正直なところ。ただ、この趣旨としては、保護者が安心して調査を任せられるかという意味で中立性が保たれるということが非常に大事であると理解している。

不登校重大事態については、原則学校がと伝えているが、この21ページにもあるように、ガイドライン、学校主体の場合に考えられる調査組織の中の①の中に、公平性中立性を確保する観点から第三者性が確保された調査組織となるよう努めるというふうになっている。教

育委員会としましても、事前調査の段階で、そういった第三者の方が必要かというのは、事前説明で聞くべきと考えている。そこで保護者が望まれるならば、可能な限り団体からご推薦いただいたような方を入れてやるべきというふうには認識している。ただ、実際これやるにはですね予算の関係もあり、今後方向性として進めていかなければならないという段階。

田 中 委 員

就学前施設ということで、たくさん入れていただいて、本当によかったなと思う。先ほどSNSのことが出たのですが、今実際に公立幼稚園に通っている保護者の方、第一子の方もとても多くて、子どもたちが来る前に、タブレットやスマホを持ちながら、登園する時にすぐ保護者が渡すってような実態がある。

本当にそういったICTを遠ざける時代ではないと思うので、うまく関わる関わり方を、子ども自身もそうですし、そしてやっぱりこのいじめ問題は人権問題なので、保護者自身が子どもよりも、いろんなことを理解しながら、子育てしていくことがとても大事だと思う。

15ページの方に、就学前施設においても、学校に準じていない、検証を行うことが望ましいとある。SNS、そういったICTを使うようなことを窓口とした人権の教育をすぐ求める保護者の方もたくさん増えている。私たち職員もそうだが、保護者も一緒に学ぶような機会を作っていけたらと思っている。

新 井 会 長

改訂についてはよろしいか。

【承認】

そうしたら、協議事項の2に進む。
伊丹市いじめ防止フォーラムについて説明を。

事 務 局

いじめ防止フォーラムは、平成26年度から、新井会長にファシリテーターを務めていただき、毎年、小学生、中学生、高校生、教員、保護者、警察の方々を初めとした関係機関等が、一堂に会して、社会総がかりでいじめを防止という意識を高めることを目的に開催している。

資料は平成30年度以降の取り組みについて概要を記載している。本日は、令和4年度以降の取り組みについてご紹介させていただく。

令和4年度は、「伊丹市のいじめ防止等の取り組みを考える」をテーマに、市内小中学生高校生の代表による、子ども版いじめ防止フォーラムを開催した。伊丹市のいじめの現状について、小中学生、高校生から生の声を聞き、特にSNS上のいじめについて、子どもたちの間で起こっている現状についての理解を深めた。また、市内統一で実施しているいじめアンケートについて、当事者の視点から意見をもらい、改定した。

令和5年度については、子どもと大人が一緒に考える、伊丹市、伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針をテーマに、平見市におけるいじめ防止対策の根幹である伊丹市いじめ防止等のための基本的な方針をより実効的なものに改定するにあたり、当事者である小中学生高校生の声を反映させるために、参加者全員に、3月全員で議論を深め、改定に反映した。

昨年度令和6年度は、「いじめってなんだろう、君の嫌なこと、嫌だと思えることを教えてよ」をテーマに、市立伊丹高校の生徒がファシリテーターとして、小学生、中学生グループとなり、どんなことを言われたりされたら嫌なのかを考えたり、実際に見たり聞いたりしたことで、いじめを感じたことについて協議した。そして、いじめは何で起こるのか、いじめをなくすためにはどうしたらいいのか、に向けて協議しないよう発表し、共有した。

このように、いじめ防止フォーラムでいただいた様々な声をもとに、いじめ防止に係る市内の取り組みや、各校のいじめ防止等の対策等に生かしている。今年度については、委員の皆様方からのご意見をお聞きし、テーマ設定を行いたいと考えている。詳細については、次

回の審議会において、ご報告をさせていただきたいと考えている。

日程については、フォーラムの日程については、12月26日金曜日、1時半から伊丹市図書館ことば蔵にて開催予定にしている。

新井会長

これまでのいじめフォーラムの流れについて説明をいただいた。今年度12月26日の金曜日に、実施するという事までは決まっていると。詳細にどこまで行けるかわからないけれども、いじめ防止フォーラムについて、どんなことを、今年度やっていけば良いのかについて、ご意見を伺うということによいか。

そしたら質問も含めてですけども、12月26日に開催するということまでは予定されていると。それに従って、それに向けて何をやっていけばいいのかということでもた皆さんから、忌憚のないご意見をいただければと思う。

安達委員

SNSいじめが上がってこないということについて、児童生徒から自分たちがどんなふうに、その友達と動画の共有だとか、やりとりをしているか、子どもに話してもらうというようなことを考えてもよいのでは。

前田委員

SNSのことが私はすごく課題と思っている。令和5年分にあったような子どもと大人と一緒に考えるっていうテーマで、このテーマは、もうずっと一貫して、何か続けていけたらと思う。大人の言い分、子どもの言い分っていうのを、その場を出しながらどうしたらいいのかなっていう、解決するような会議ができれば、すごくいいなと思う。

井上委員

以前のいじめフォーラムで、私はいろんなグループのご意見を拝見させていただいたが、グループの中に、1人2人保護者が入って、何かこう一緒に討議するというのも面白いかもしれないなっていうのは感じた。

それでもSNSのことは、結構私はシビアだと感じていて、ちょうど先ほどお話はさせていただいたが、娘の方もその情報をどこから知ったかということもすごく気にしていた。その内容のことは絶対に私からは言わないと、知っているけど言いたくない。だけどその情報はどこから聞いたのを気にしていた。

でも私はそのどこからの情報じゃなくて私が聞いたのは、これは、親として思ったのは、犯罪に繋がっている気がする。やっぱり拡散するっていうのはその子にとったら、ものすごく傷ついたことで、拡散されているって多分個人的に拡散しているから、たくさんあるということもすごい回りまわってからみんなの冷たい視線で感じたりするものだったっていうのを私は思うから聞いたんだよって話をしたが、みんなわかっていてやっているのかなと思ったらそこが怖いなっていうのをすごく感じた。子どもたちの視点で考えるSNSのあり方だったり、大人の中での考え方だったり共有するのもありなのかなっていうのは感じた。

山下委員

よくSNSを使って、伊丹市内の児童が他府県の人と繋がって、裸の画像を送られたという相談が来て、児童ポルノ法違反で検挙することがある。親御さんがSNSをやっていたのは知っていたが、そんなことやっているなんて知らなかった、というところでSNSの怖さについて認識を持っていただくというのが非常に大事なかなと思う。

もちろん子どもにも知ってもらうっていうのが大事だが、保護者の教育っていうのが非常に大事になってくるところ。また、子どもと大人と一緒にするというのはいい機会だと思う。

新井会長

具体的な中身までちょっと難しいが、方向性としては、大人と子どもと一緒に考える。SNSとの付き合い方とか、もうちょっと言葉を考えなければいけないが、だけれども、SNSをめぐって、子どもの視点も大人の視点、両方向、出し合いながら、かなりの懸念が以降出てきたのが少しでも、払拭できるような、フォーラムになればと思う。いじめに特化できないが、SNSの中でのいじめっていうのがなかなか見えない中で、SNSとどう、我々はつき合っていけばいいのかっていうことを、考える機会とする方向で、本音で議論ができるようになればいいなと思う。

市川委員 不登校の原因っていろいろあって中にいじめが見えないケースもあると思うが、伊丹の中の不登校の実態とそのいじめの実態の関係性っていうか分析とまでいかなくても調査結果とかはあるのか。

事務局 毎月各小中学校の方から月別に報告を受けている。その中でその不登校に、病院、不登校の要因がどれに当たるのかっていう項目がいくつかあり、その中で、そのいじめの要因っていうのは、基本的に未然防止で全部防いでいかなきゃいけないけれど、そのいじめによるっていうところも、また、生徒同士児童間のトラブルであるとか、あとは学業に関する不振とか、まずそういうようないろんな様態の中で事務局の方に報告を上げていただくので、なぜその子が不登校と長欠になっているのかっていうところは掴んで学校と共有し、学校の方も未然防止と期待をするという形になっている。

市川委員 そこへ不登校といじめが繋がるのがいじめ全体の中での何か特性とか、なんかそう見えているものは特にないのか。なんかそういうのが見えてればそこに手が打てることが考えられる。だからいじめがもとで、いじめ全体の中でそこから不登校に繋がるケースとそうでないケースがあると思う。不登校が最近多いってのも聞いているから、そうするとその不登校に繋がっていくと思うと、そのいじめの中から何か繋がる要因や背景とかそういうのがもし見えてくれば、少なくともそこは抑えることができるのかな、施策は考えられるのかなというそういう思い。

不登校になる、欠席が増えてくるってなった時点で、学校の方でその後いろんな聞き取りをして7日間とか10日間とかっていう連続的な欠席に繋がらないように、未然防止という形では事前に調査はしていけるのではないかな。

安達委員 その不登校要因でそのいじめかそれ以外かってあると思うが、その学校が把握されているその不登校要因と、その不登校支援の民間団体が調査された結果に、大きい乖離があると言われている。当人たちはいじめ原因で学校に行けてないという認識なのに、学校の方がそういった認識を持っておられないという実態があるというふうに聞いているので、そのあたりのそのギャップを埋める、そのなぜ欠席しているのかっていうところ、欠席からそのいじめの把握につなげるっていうところも必要になってくる動きだと思うので、そのあたりのフォローを考えていただきたい。

新井会長 関連して言うと、令和2年に文科省も、直接不登校の子どもに聞くという調査を行った。教員の方でいじめを原因の不登校っていうのは、数値的には1.2%ぐらいしか出てこない。圧倒的に多いのが5割を超えて、無気力、不安が原因だと答えられた。文科省も結構思い切って小5で小5のときに不登校でも今学校にも、中2の子、中1のときに不登校だったのが学校に戻れている、そうでないとなかなか聞けないので、その子たちがなぜ不登校になったのかっていう、調査した。そうしたら実は、いじめだ、学校の先生を答えるときは、一つだけ要因を上げるって言っているから、どれかにしていたけれども、子どもには、きっかけになったものがあれば、全部挙げろって聞いていったら、いじめが原因なのは実は25%ぐらい小学校、中学校ともにでてきた。

実際にはいじめ、不登校になっても結構、それからもう一つ学校の調査では出てこなかったけれどもパーセントが低かったら先生とか、先生とうまういかなくて、不登校になったっていうのが、やっぱり25%ぐらいだった。ただそれ両方が絡んでいる可能性がある。

だからそういう意味で、子どもの声をやっぱり聞いていくと乖離があるのがわかったっていうのが一つ。あと、これは文科省の方の問題行動調査の中で出ているが、いじめの重大事態の認定といじめの認知が同時だったら4割近い。つまり、いじめがないと思っていたのに不登校になっていて、不登校の原因が何かわからずにいたが、30日に近づいてきたら、実はうちの子が重い口を開いて、学校行くのが嫌なのはいじめだって言って申し出てきて、そこで当たってみたら実際にいじめがあったっていうことがわかるということもある。

いじめの認知といじめの重大事態認定を同時に起きる、今の1つのケースで、SNSで全

然表に出てこなかった、突然出てくるとか、或いは診断書が突然出てくるとかいろんなものがあるが、今言ったような不登校で、アセスメントが弱かったのかもう一つ背景が掴めずに、結局いじめが原因ですっていうものであったら、いじめだと確かにあったっていうのが、ある程度継続して不登校の背景に何があるのかっていうことも調べていかなければならない。

それからいじめが原因で不登校になるのは重大事態の2号事案になる。2号事案になるのかならないのかでどう違うのかっていうのは、重大事態化を防ぐという意味で、調べていくことも必要かと考える。もちろん伊丹市だけだと件数は限られているので、難しいとは思いますが、どうしていじめになってしまうのかっていう視点で調べていくっていうことも必要かなと思う。

いじめフォーラムもそうですし、保護者へのアンケートをやるっていうようなこと、そして、SNSをめぐっているいろんな状況があるっていうことも出てきた。

これから取り組むべき方向性っていうのが少しずつ見えてきたと思うので、生かせるように、どんなふうに具体化していくのかっていうことについて、大変ですけれども、協議を進め、検討し、具体化に向けていくということでお願いできればというふうに思う。

事務局 次回、第2回に関しましては、10月29日水曜日、9時から、伊丹市立総合教育センター2階研修室にて開催予定。

令和7年 9月 22日

署名委員 安達 絵里

署名委員 池田 修一

